

きのこ培地資材価格高騰緊急対策事業実施要領

第1 趣旨

新型コロナウイルスや円安の影響による輸入原料の価格の上昇に伴い、きのこ栽培は培地資材費が大幅に値上がりし、経費増加により経営が圧迫されていることから、培地資材費に係る増加分の一部を補てんし、きのこ生産者の経営における負担軽減を図る。

第2 事業内容

この事業は、農畜産業振興事業補助金交付要綱に定める区分により実施するものとする。また、実施基準については、別に定めるものとする。

第3 対象品目

この事業の対象品目は、菌床きのこ（なめこ、しいたけを除く）とする。

第4 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、次に掲げる者とする。

- 1 市町村
- 2 農業協同組合
- 3 1から2に掲げる者以外の者であって、第1の趣旨を達成するために知事が特に適当と認めた者

第5 補てん対象の生産者

要綱に定めるきのこ生産者等については、次に掲げる者とする。

- 1 農業者
 - 2 農業協同組合
 - 3 農業者の組織する団体・法人
 - 4 農業協同組合出資法人
 - 5 民間事業者*
 - 6 1から5に掲げる者以外の者であって、第1の趣旨を達成するために知事が特に適当と認めた者
- ※「中小企業基本法」第2条第1項に定める中小企業とする。

第6 事業対象期間

事業対象期間は令和4年4月1日～令和5年3月10日までとする。

第7 事業の実施

- 1 この事業を実施しようとする者は、きのこ培地資材価格高騰緊急対策事業実施計画承認申請書（様式第1号以下、「計画承認申請書」という。）を作成し、地域振興局長に提出し、承認を受けるものとする。
- 2 計画承認申請書にはきのこ培地資材価格高騰緊急対策事業実施計画書（様式第2号）を添付するものとする。
- 3 地域振興局長は、実施計画の承認に当たり、あらかじめ知事と協議するものとする。

第8 交付申請

- 1 農畜産業振興事業補助金交付要綱に規定する補助金交付申請書（様式第1号）に、きのこ培地資材価格高騰緊急対策事業計画書（様式第2号）を添付し、提出するものとする。
- 2 交付申請の際は農畜産業振興事業補助金（きのこ培地資材価格高騰緊急対策事業）交付申請に係る確認書（様式第4号別紙）を添付するものとする。

第9 概算払請求

農畜産業振興事業補助金交付要綱に規定する概算払請求書（様式第12号）には生産者一覧表（別紙1号）を添付すること。

第10 実績報告

- 1 農畜産業振興事業補助金交付要綱に規定する実績報告書（様式第1号）に、きのこ培地資材価格高騰緊急対策事業実績報告書（様式第3号）を添付し、提出するものとする。
- 2 実績報告の際はきのこ培地資材価格高騰緊急対策事業改善計画書（別紙2号）を添付するものとする。

第11 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項については別に定めるものとする。

附則 この要領は、令和4年10月12日から適用する。